

# 悩ましい残土問題＝「活用」できるのか？

●建設発生土は「廃棄物清掃法」の「産廃」には該当しない。「資源」として活用しなければならない。

●残土には様々な問題が付きまとう

1. 手続きの問題
2. 処分地の適地性
3. 活用の問題
4. 環境汚染
5. 要対策土の処分

# 1. 手続きの問題

## A：国発注の事業の場合

●事業者はあらかじめその処分先を決めておかなければならない。

2000年。国交省は「**建設副産物適正処理推進要綱**」という残土処分に関する要綱を出す。国交省総合政策局・公共事業企画調整課の説明では、「国の直轄事業においては、発注段階において建設発生土の処分先の決定を推進している」。

## B：民間事業の場合

●だがJR東海のリニアは「**国家『的』事業**」という名の**民間事業**である以上、要綱に従う必要はない。JR東海は「都県を窓口にする」と公言するだけで事業認可までついに処分地をほとんど決めなかった。

●整備新幹線を建設する「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」も独立行政法人であり、同様だ。

●市民団体は幾度と国交省との交渉で「残土処分地が未決での着工では、杜撰な処分になる可能性がある。国から指導してほしい」と訴えたが、国交省は必ず「**民間事業には口出しできない**」と監督責任を放棄する回答に終始した。

## 2 処分地の適地性

排出された残土は処分（活用）しなければならない。問題は、処分してはいけない場所での処分だ。

### 1：「土石流危険渓流」「土砂災害警戒区域」などに指定されている川や沢の上流部

★リニア。長野県豊岡村小園地区では「土石流危険渓流」の上流に52万 $\text{m}^3$ の盛土が計画されたが、住民の反対運動で撤回された。だが長野県阿智村清内路地区では、反対意見はあるもの住民運動に発展せず、クララ沢という「崩壊土砂流出危険地区」への盛土が決まった。

### 2：急斜面

★北海道新幹線→札幌市手稲区での鉱山跡地の急斜面での盛土計画がある。

### 3：住宅地や学校、浄水場の近く

★北海道新幹線→2021年12月、札幌市手稲区で、病院も学校もある地区で要対策土の搬入開始。  
リニア→山梨県早川町では「仮」盛土が13カ所あるが、うち4カ所が小学校の近く。

### 4：重要湿地など自然度の高い区域

★リニア→岐阜県御嵩町では重要湿地での要対策土の盛土計画に住民が大反対

### 5：その他、川の近傍など

★リニア→静岡県の大井川上流で川まで数十mの距離で360万 $\text{m}^3$ の盛土計画。だがりニア計画への国交大臣意見では「川の近傍を避けること」と指摘されている。

# 3 活用の問題

本来は活用されるべき残土が名目だけの活用で放置される？

## 1 鉱山跡地での盛土

★リニア→神奈川県相模原市緑区では、高さ60mにあるわずか1.3万立米の採石のため、その100倍の約130万立米のリニア残土を高さ60mに盛土する。問題は、鉱山法により、廃坑後の2年間は事業者は残土の管理をしなければならないが、3年目以降は実質放置を意味する。もし土砂崩れが起きれば、それは地権者の責任になる。

## 2 植林

★リニア→静岡県の大井川上流で360万立米（東京ドーム3倍分）の残土が高さ70m、幅300m、長さ600mという都心のビル街並みの盛土を計画。その活用は市民とともに行う植林活動だというのが、静岡県民からそのような希望の声はない。

## 3 平坦な道作り、山菜取りを容易にする等々

このほかにも、（谷をなくすことで）獣害をなくす、谷間を平地にして移動を楽にする、など本当にそれが活用かと疑う名目は散見される。





# 4 環境汚染

特に要対策土がそうだが、杜撰な処分は環境汚染を引き起こす

## 1 大地と川の汚染

★北海道新幹線（北斗市＋南雲町）→盛土は晴れていれば粉塵が周囲の道路や牧場に降り注ぎ、雨が降ればの浸出水が川を汚染する（濁水処理がされない場合）。

## 2 湿原の消滅

★リニア。岐阜県御嵩町では、国の重要湿地であることを周知せず、ハナノキやシデコブシなどの希少種の群生地を要対策土で盛土する計画がある。



市民団体「流域の自然を考えるネットワーク」のHPから

## 3 地下水汚染

★北海道新幹線。北斗市の要対策土の盛土直下の地下水は、過去何度も、環境基準値以上の重金属が計測され、そのたびに工事が中断している。

# 5 要対策土の処分

●リニア計画では5680万立米（東京ドーム約50杯分）という膨大な残土が発生するが、これをどう「活用」するのか？

●JR東海のHPでは、既に活用され、もしくは将来の活用が決定した残土は80%に上る。だが、その用途は公表されない。私の計算では40%前後でしかない。

## 1 リニアの要対策土処分

★リニア工事で要対策土は排出されているが、現時点で恒久的な処分地は**ゼロ**。すべてが「仮」置場だ。

★要対策土の置場候補は3か所ある。その最初の実現が見込まれたのは岐阜県御嵩町だった。だが町民からの異論や反対、盛土予定地の自治会の反対決議などで、実現に至っていない。

## 2 北海道新幹線の要塞策土処分

★要対策土はヤード内仮置き場、自治体の仮置き場、本置場を含め数か所で盛土されている。

**だが！** ★自然豊かな沢筋、住宅地の近くの盛土など、その適地性が問われている。

★環境汚染（地下水、河川、周辺環境）は既に起きている。

**最後に！** 東北新幹線延伸工事で八甲田トンネル（26Km）からの要対策土は、ゴム製の遮水シートを敷いた上での「完全管理型」の保管施設に保管されている。なぜこの方策がリニアにも北海道新幹線にもてきようされないのか。